

縦覧期間中に提出された意見書に対する事業認定庁の見解

注) ●・・・事業認定の要件および手続きに関する意見  
○・・・その他の意見

議題 4 資料③- 1

意見書 番号	意見の整理	意見書本文（抜粋・要約）	事業認定庁の見解
1	(1)	事業説明会から縦覧に至るまで（経過上の問題点）	
	手続きに関する意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2月4日に事業説明会が開催されたが、縦覧が始まったのは、4月24日だった。どうしてこんなに時間がかかってしまったのか。</li> <li>● 2月に開催した事業説明会は何だったのか。申請内容とは関係なく説明したということになる。</li> <li>● 3月議会では、事業に対する造成工事をはじめとする予算案が可決された。まだ許認可もされていない事業を認可されたとする前提で、次の段階に進めていくという方法は、町民の目から見れば不可解で、法的なルールから逸脱した行為に見える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・起業者は事業認定申請書の提出前に、土地収用法（以下、「法」と略）第15条の14に基づき事業説明会を開催しており、<b>法令の手続き上に問題はない。</b></li> </ul>
	(2)	2月4日に実施された事業説明会は、法律を逸脱している。実施された事業説明会は、法に基づくものとは言えない。法に基づく申請に対する事業説明会は、まだ実施されていないことになる。	
	手続きに関する意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 当説明会での内容は、今回、縦覧された申請書から比較すれば、全く異なったもの。</li> <li>● 事業説明会資料には、「竜王町コンパクトシティ化構想」という名の名称が消えている。</li> <li>○ 従来の流れから言えば「竜王町コンパクトシティ化構想 「交流・文教ゾーン」 整備事業」という名称になるはず。</li> <li>○ 町民に対する提起と、県に対する申請とは違うということか。</li> <li>● 事業説明会資料には、小学校新築に対する建築図面や経費（建築施設における项目的な経費）の記載がなかった。</li> <li>● 事業計画を表示する「各施設の図面」もなかった。</li> <li>○ 町内に2校ある小学校のあり方について、将来の子ども人口の予測も勘案して検討する時間が必要。</li> <li>○ 町民のさまざまな意見や要望を取り入れて、竜王町の教育を子どもたちの成長につながるものにしてほしい。</li> <li>○ いったいどんな規模の学校を作るのか、建設費用は项目的にどうなっているのか、何の説明もありません。誰のための学校なのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書添付書類の第5「説明会に関する書類」の内容は、<b>申請書の内容と相違ないと認められる。</b></li> </ul>

縦覧期間中に提出された意見書に対する事業認定庁の見解

注) ●・・・事業認定の要件および手続きに関する意見  
○・・・その他の意見

議題 4 資料③- 1

意見書 番号	意見の整理	意見書本文（抜粋・要約）	事業認定庁の見解
1	（収用法第2条の4第1号に 関する意見）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業説明会資料では、小学校周辺の教育施設・駐車場・公園について、何も概要・説明がなかった。</li> <li>● コミュニティセンターは現状の公民館と比べると建物延床面積は半分未満で、公民館の代替（更新）にはなりえない。</li> <li>○ 近い将来、現状の公民館改築を論ずることが起きるのではないか。</li> <li>○ その時にはまた多額の解体経費が発生する。数年後には竜王町立中学校の改築も想定される。どこから経費を工面するのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書添付書類の第5「説明会に関する書類」の内容は、申請書の内容と相違ないと認められる。</li> <li>・参考資料22号「本件事業において整備する施設規模の妥当性について」において、必要な検討がされていると認められる。</li> </ul>
	（手続きに 関する意見）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ どうして事業説明会では説明されなかったのか不思議でならない。</li> <li>● 町民合意による事業計画案だと言い張れるのか。</li> <li>○ 県も同調していくのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画決定までの住民への説明や事業の進め方については起業者の意思によるものであり、事業認定の要件と直接関係はない。</li> </ul>
	(3)	<p>県から許認可が出されていない段階で、事業の予算案を決するってどういうこと？ これでは予算案の議決自体が無効である。許認可されない場合、決定したはずの本年度予算が執行できなくなる。</p>	
	（法第2条の2第1号に 関する意見）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業認可を待たず、許認可を前提にして3月議会では、予算案が地域活性化委員会に提案、議会で可決された。</li> <li>● 現公民館を解体し、コミュニティセンターを現公民館と同等の機能を持つ施設に切り替えるという大変更を、突如、申請書に書き加えた。</li> <li>○ コンパクトシティ化構想の実現に総額いくらかかるのか、不安が膨らむだけ。</li> <li>● 2月の事業説明会と今回の事業計画書ページでは、事業の経費そのものの金額が異なっている。事業が進めば、経費が膨入することは明らか。</li> <li>○ 昨今の建築資材などの物価高を勘案すると、近隣市町庁舎建設計画の状況以上に大きく膨らむことは明白。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法第20条2号要件である「意思と能力」の判断として、起業者は申請書に予算措置にかかる議決書および確約書を添付しており、その「意思と能力」は充足していると認められる。</li> <li>・申請書添付書類の第5「説明会に関する書類」の内容は、申請書の内容と相違ないと認められる。</li> </ul>

縦覧期間中に提出された意見書に対する事業認定庁の見解

注) ●・・・事業認定の要件および手続きに関する意見  
○・・・その他の意見

議題 4 資料③- 1

意見書 番号	意見の整理	意見書本文（抜粋・要約）	事業認定庁の見解
1	(4)	<p>議会は何を論議してきたのか。町長の提案に追随しただけではないか。法律に明記された「地方自治の本旨」に従って議論したのか。今一度、議会での十分な議論を要望する。</p>	
	手続きに関する意見	<p>○ 申請書では、町議会(地域活性化特別委員会)に対し進捗等について説明を行い、了承を得ていると記載されているが、特別委員会での審議はあったとしても、議会ではほとんど町サイドの説明のみで一方的なもの。 ○ 小学校、コミュニティーセンター、こども園、学童保育所、給食センターの平面図は議会で審議されておらず、経費(予算措置)のみが可決されただけ。 ● この申請書は町議会には提案されていない。</p>	<p>・事業認定の審査において、申請書提出に関する議会の議決は要しない。</p>
	(5)	<p>これまで竜王町民に提示してきた「竜王町コンパクトシティ化構想」(「交流・文教ゾーン」と)申請内容とは、大きく違ってきている。 とくに、コミュニティーセンターの設置方針や建物内部の間取りなどは申請で突如出されてきたものである。あらためて、許認可される前に、町民に申請内容を説明するのが誠意ある対応である。</p>	
手続きに関すること	<p>● 町民には一言も話をせず申請されている。申請前に、町民に説明する必要があったのではないか。 ● 現公民館を機能移転(解体)という極めて重大な変更が発生している。解体するという決定は、縦覧の中で初めて知った。 ● 初期の構想とは大きく異なっているが、それでも総経費は概算(55億円)のままなのか。 ○ コミュニティーセンター構想に、町の歴史文化や社会教育をより豊かに高める立場からの視点がない。 ○ 現状の公民館を解体してまで建築するならば、十分に検証し、時間をかけなければ、竜王町公民館の機能として発展はない。 ○ それを小学校建築の付属物 このような扱いで計画するのは、基本から間違っており、お粗末な計画である。 ○ 活用しにくい「箱物」だけを計画しても、経費の無駄遣いである。 ● 竜王小学校・こども園・学童保育所・給食センター・公園についても、事業説明会では話されていない。 ○ 申請内容を拝見して始めて知ることになる重要な事項が盛り込まれていて、どうして町民の理解を得たということになるのか。 ● 縦覧しない多くの町民は知らないままで、町民不在であるということを象徴的に物語るもの。</p>	<p>・起業者は事業認定申請書の提出前に、法第15条の14に基づき事業説明会を開催し、申請後は縦覧を行っており、法令の手続き上に問題はない。 ・事業経費について、議決および確約書が添付されており、法第20条2号要件を満たしていると認められる。 ・申請書添付書類の第5「説明会に関する書類」の内容は、申請書の内容と相違ないと認められる。</p>	

縦覧期間中に提出された意見書に対する事業認定庁の見解

注) ●・・・事業認定の要件および手続きに関する意見  
○・・・その他の意見

議題 4 資料③- 1

意見書 番号	意見の整理	意見書本文（抜粋・要約）	事業認定庁の見解
	(6)	事業認定申請書の問題点	
	関 手 続 き に 関 する 意 見	①竜王小学校の建築図面について  ● 縦覧によって、初めて小学校の内部図面が明らかになったが、この時期まで全く町民に明らかにされていないという計画はまずい。 ○ 今回の施設設計程は町民の願いに基づいたものではない。 ● 縦覧ではじめて諸施設の平面図が明らかにされ、町民には知らされていないまま。 ○ 5年後、10年後、20年後の竜王小学校や竜王西小学校の予測や町の意思がない。	・事業計画決定までの住民への説明や事業の進め方については起業者の意思によるものであり、事業認定の要件と直接関係はない。
1	(適法第20条第3号に 関する 意見)	②浸水想定への対処について  ● 現小学校の場所と、申請される小学校の場所を比較すれば、防災対策上の観点からでは、断然、現小学校の場所が安全 ● 教育機関をなぜあえて浸水の危険性がある場所に移動させなければならないのか。 ● 町の事業説明会では、1.1mの浸水を想定して、1.4mの盛土による造成をすることとしており、全く不十分。 ● 申請書では3～4ページに、「全体的に最大約2.0mの上による造成工事を行い……最大浸水深よりも高くし、これによる盛土量はゾーン全体で約110,000㎡となる」と記載されています。 ● 町民に配られたハザードマップは3mまでの浸水区域を記載されている。 ● 子どもの大事な教育施設を浸水危険区域に移すなど愚策というしかない。 ● 盛土造成をすることであれば、経費が余計にかかる。 ● 建築費用だけでも大変なのに、あえて経費が膨らむ場所に移動しなければならない理由が説明されていない。 ● 現小学校での新築を検討するなら、もっと費用を抑え、節約することができる。 ● 申請書に、小学校が指定避難場所として活用されると記載しているが、ハザードマップ掲載の危険区域にわざわざ避難していけるのか。	・事業計画書では、小学校およびコミュニティセンターは防災拠点施設のうち避難所および救護所に指定されており、事業地を最大浸水深よりも高くする計画となっていることから、起業地の浸水に対する対策は取られていると認められる。  ・起業地の選定は、3つの候補地について災害対策や経済性も含めて様々な観点で比較検討の結果、最も合理的な起業地を選定していると認められる。

縦覧期間中に提出された意見書に対する事業認定庁の見解

注) ●・・・事業認定の要件および手続きに関する意見  
○・・・その他の意見

議題 4 資料③- 1

意見書 番号	意見の整理	意見書本文（抜粋・要約）	事業認定庁の見解
1	その他の意見	<p>③整備費用等（概算）について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ こんな概算で、概算通りに進む訳がない。</li> <li>○ コロナ渦・ウクライナ侵攻などの影響で、建築資材など高騰し、かなりの増額が見込まれる。</li> <li>○ 近隣市町庁舎建設計画では、当初経費より40%膨らんだ。この事業に照らすと、77億円になり、起債償還の見通しは崩れる。</li> <li>○ 完成後には、とんでもない経費になっているのでは？という不安が消えない。</li> <li>○ 記載の償還はこの事業における償還だが、町にはそれ以外の償還分があるはず。</li> <li>○ それらの合計金額も併記しないと起債そのものがどんな事態にあるのかが見えない。</li> <li>○ 現状、公共施設を維持するだけでも年約10億円が不足すると見込まれています。</li> <li>○ 町は実質公債費比率はピーク時でも16%で、基準を超えない範囲で健全な財政運営が可能だと説明しているが、2019年度のデータに照らしてみても、全国1740市町村のなかで1717番目の負担率となっている。</li> <li>○ 後年になり膨大な公債が累積し、町政・町民を苦しめるような不安いっぱいの計画は見直すべき。</li> <li>○ 少なくとも、中長期の財政計画を明らかにするべき。近く竜王町立竜王中学校や竜王町庁舎の建て替えも必要となる。</li> </ul>	<p>・議決および確約書が添付されていることから、法第20条2号要件は満たしていると認められる。</p>
	その他の意見	<p>④「竜王町コンパクトシティ化構想」全体の視点から、申請書が作成されていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今回は、中心核「交流・文教ゾーン」整備事業の許可申請ですが、その他の「居住ゾーン」や「複合ゾーン」は、実態が見えない。</li> <li>○ 「竜王町コンパクトシティ化構想」と称しているため、他のゾーンの構想を丁寧に説明する必要がある。</li> <li>○ 何も説明せず構想を進めることは、無責任な施策以外の何ものでもない。</li> <li>○ 「竜王町コンパクトシティ化構想」の全体的構想ができておらず、内容もお粗末なものになっており、町の発展に寄与しない。</li> </ul>	<p>・第六次竜王町総合計画をはじめとした各計画・構想等において、本件事業は明確に位置付けされていると認められる。</p>
	その他の意見	<p>⑤中心核整備そのものの発想が間違っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ コンパクトな町に中心を作ったところで、町全体が繁栄するわけではない。</li> <li>○ 構想が、現在の町事情とどう大きく変わって発展していくのか、具体的に科学的に明らかにして町民に明示すべき。</li> <li>○ コロナ禍やエネルギー危機の対策に最善の取り組みをしなければならない時、急な物価高で資材など高騰している時、町民の生活も苦しくなってきた、そこに支援してほしいと願っている時に、どうしてこんな巨大開発事業が成功するのか。間違いなく竜王町の未来を壊すだけである。</li> </ul>	<p>・事業の優先度や独創性、経済効果等の検討については、起業者が事業計画策定段階で行うものであり、当該事業の認定において判断することでない。</p>
	<p>以上 (1)～(6)の意見を申し述べ、土地収用法第23条・第25条の規定に基づき、意見書を提出し、併せて、以上の理由から公聴会を請求します。</p>		<p>・本請求に基づき、令和5年7月21日に公聴会を開催した。</p>

縦覧期間中に提出された意見書に対する事業認定庁の見解

注) ●・・・事業認定の要件および手続きに関する意見  
○・・・その他の意見

議題 4 資料③- 1

意見書 番号	意見の整理	意見書本文（抜粋・要約）	事業認定庁の見解
2	その他の意見	○ 竜王小学校運営協議会の積年の願いである「こどもたちの安全で安心な学びの環境づくり」に向けこの事業が遅れることなく、着実に遂行されることを切に願う。	※ 事業の遂行を望む意見であり、認定庁として特段の見解なし
3	その他の意見	○ 今の竜王小学校や竜王こども園は県道に分断されており、直線道のため車のスピードが出やすく、子どもたちが通行するには危険だと長年懸念していた。 ○ 子どもたちが頻繁に通る道は歩行者専用道路となるので、保護者も安心されるのではないかと。 ○ 多少通学距離は変わるかもしれないが、同じ綾戸の中であり、大きな混乱も生まれな い。 ○ 竜王小学校だけでなく、ほかの施設が小学校の近辺に建てられ、幅広い世代の町民が集う場となることを考えると合理的である。 ○ 特に公園は、こういった世代間の交流が生まれる公園はありませんでしたので、非常に魅力を感じる。	※ 事業に賛成する意見であり、認定庁として特段の見解なし
4	その他の意見	○ 現在竜王小学校に通っている子を持つ保護者の意見として、今回意見書を提出します。 ○ 竜王小学校の参観日ではグラウンドに停めるしかなく、非常にありがたい。スポーツ少年団や社会人グループの活動においても、近くに大きい駐車場があると便利になる。 ○ 子育てにおいて、広い公園の重要性を非常に感じた。町外からも来るような公園になるのでは、と期待している。 ○ 子ども達も楽しみにしているので、未来の竜王町を担う子ども達のために、ぜひとも実現してほしい。	※ 事業に賛成する意見であり、認定庁として特段の見解なし

公聴会(令和5年7月21日開催)における公述意見に対する事業認定庁の見解

議題 4 資料③- 2

公述 番号	意見の整理	公述人の意見 (抜粋・要約)	事業認定庁の見解
1	(1)	<p><b>竜王小学校の移転新築について</b></p>	
	<p>その他の意見</p>	<p>○ 昭和46年建築の竜王小学校は、平成23年に、10年を目途に建て替えることを町の方針として議会に報告された。                      現在の小学校は建物の老朽化が著しく進行し、安全性が危惧される状況にあり、設備面でも不具合が散見され、子供たちの安全で安心な学びの環境とはほど遠く、喫緊の課題である。また、立地の問題で、送迎時は県道を挟んだ駐車場から学校への頻繁な横断を強いられており、安全確保が大きな課題。                      ○ 様々な問題解決に向けて小学校の移転建替が必須であるとの認識から、教育委員会に対し 訴えてきた。また町でも庁内プロジェクトチームの立ち上げとあわせ、竜王町教育施設の今後のあり方検討委員会が設置され、長寿化改修ではなく建替えを検討することとして、竜王小学校建設のコンセプトがまとめられた。                      ○ 10以上に及ぶ様々な経緯を踏まえた上で、基本設計、実施設計の段階に至ったところであり、全ては子どもたちのために、の理念のもと、計画に沿って着実に小学校の建築を進めていただくよう強く望む。</p>	<p>・事業に賛成する意見であり、認定庁として特段の見解なし                      (公述人から起業者への弁明要求なし)</p>
1	(2)	<p><b>交流・文教ゾーンの整備について</b></p>	
	<p>その他の意見</p>	<p>○ 令和5年2月4日に開催された事業説明会では、会場を埋め尽くすほどの多くの参加者で、大変熱のこもった闊達な意見交換がなされ、様々な質問や意見に対し、町から大変丁寧な回答がなされ、より一層理解が深まったと同時に、事業が住民にとって非常に大きな関心事であることを改めて実感した。                      ○ 子育て世代の保護者や住民のみならず、老人クラブ会長や消防団団長からも建設的かつ前向きな意見が多数寄せられ、多くの町民の皆さんとベクトルは一致し、大変心強く思った。                      ○ まちの基礎作りに関する施策の中で優先的に取り組む施策として、効果的な土地利用、道路交通の整備が挙げられており、交流・文教ゾーンを含む中心核整備は、町民の意向を反映し、住民懇談会を経て十分に議を尽くした理にかなった計画である。                      ○ 機運が高まる希望に満ちた輝かしい未来へのきわめて意味のある投資と認識するこの事業が、立ち止まることなく着実に遂行されることを懇願する。</p>	<p>・事業に賛成する意見であり、認定庁として特段の見解なし                      (公述人から起業者への弁明要求なし)</p>
2	<p>その他の意見</p>	<p>○ 今回の起業地である綾戸に在住する住民として、先に提出した意見書に基づいて公述する。                      ○ 今の小学校やこども園は県道に分断されており、子どもたちが通行するには危険と長年懸念していたが、移転新築される新しい小学校は、歩行者占用道路となっており、保護者も安心するのではないかと。移転によって多少通学距離は変わるが、同じ綾戸の中であり、大きな混乱は生まれないと考える。                      ○ 申請書をみると、小学校だけでなく、近辺にこども園、学童、公園、コミュニティセンター、給食センターが建てられるとのことで、幅広い世代の町民が集う場所となることを考えると合理的であると思う。                      ○ これまで運動公園や集落内広場はあったが、こういった世代間の交流が生まれるような公園はなく、非常に魅力を感じており、綾戸の集落としても、住民の一個人としても計画に賛同し協力しているところ。                      ○ 事業に対して賛成するところであり、ぜひとも事業がスケジュール通り進むよう、計画を進めていただきたいと願う。</p>	<p>・事業に賛成する意見であり、認定庁として特段の見解なし                      (公述人から起業者への弁明要求なし)</p>